

別紙 1

番号	707 (708)
特定事業の名称	特定農業者による特定酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特定酒類」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特定農業者による特定酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定は、適用しない。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）を含む。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。以下この号において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他財務省令で定める物品（※3）を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。） 同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件を付することができる。</p>

3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1(1)の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場(当該製造免許を受けた製造場に限る。)において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。

4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

5. 酒税法第7条第3項第3号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。

(※1)「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実をいう。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項第1号に掲げる者(以下この表において「農業経営者」という。)の同居の親族又はその配偶者(同項第2号に掲げる者に限る。以下この表において「同居親族等」という。)で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下この表において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第8条第1項第3号に掲げる者に限る。以下この表において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実

(3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により自ら生産した果実(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあつては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。)

(※2)「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米をいう。

(1) 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した米

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した米

(3) 災害等により自ら生産した米（(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。）を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。） 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。）

(※3) 財務省令で定める物品とは、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。

同意の要件

特になし

特例措置に伴い
必要となる手続き

特になし

番号	709
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。</p>

	<p>3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>4. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし